

わが国の障害者施策は、障害者の自己決定権尊重と社会参加の促進という視点が重視され、現在「脱施設化」「地域移行」が進められている。それを支える施策の一つが施設（駐車場、トイレ等）のバリアフリー化である。しかし、高齢社会を背景に当初のバリアフリーからユニバーサルデザイン化し、「誰もが使える」というコンセプトで施設が設置されている。それにより利用者の優先順位も変化し、障害のある者とない者との間で利用者間コンフリクト（衝突）が各地で生起し社会問題化している。

これは、利用者個人で対応できる問題ではなく、福祉のまちづくりを進める上で早急に解決しなければならない社会的課題である。

障害者用駐車場の課題

事例にあげた「障害者用駐車場」については、その根拠となるバリアフリー法で次のように定められている。

1. 車いす使用者用駐車場を1カ所以上設ける。
 2. 幅は3.5m以上とすること（車いすで乗降するためドアの開閉に必要な幅）。
 3. 建物に近い位置に設け、車いす用駐車施設の表示をすること。
- また、設置する障害者用駐車場の数は次の通りである。

駐車場の規模	設置数
～50台	1
51～100台	2
101～150台	3
151～200台	4
201～300台	5

現在のわが国はモーターゼーションの基盤の上に日常生活が成り立っている。下肢障害者のなかで“身体障害者車両に限る”の条件付免許取得者は、1998年（平成10）の時点で18万6,289人であるが、2008年（平成20）には20万9,127人となっている。条件付免許を取得し、自らの運転によって生活上の移動権を確保している障害者が年々増加している。それに伴い、路上駐車が可能となる駐車禁止除外指定車票章の交付数も増加している。障害者の免許取得者が増加するなかで法的に定められている上記の設置数は不足しているといえる。

さまざまな事例で検証してきた障害者用駐車場は、車いす使用者用に設置されているにも関わらず表示も曖昧である。その結果、3.5mの幅を必要としない者まで駐車し、また「空いているから駐車する」という心理から一般客も利用するなど、適正利用が図られておらず当事者が利用できない実態がある。

こうした現状にあって、適正利用に向けた問題解決への取り組みは人々のモラルに働きかけるものが多い。近年、自治体では「パーキングパーミット」という利用者証を交付して利用者特定する制度が推進されている。いっぽう現場での施設側の取り組みは、利用者のモラルに委ねるとともに係員を配置して利用者を整理する施設や大型商業施設では企業独自の機械導入によって利用者を限定し、問題解決を図っている例もある。筆者が調査した施設では、機械の導入によって適正利用を図ったものの駐車場利用の上でコンフリクトが日常茶飯事になっており、機械による運用も効果的な問題解決にはならなかったこと

を確認している。

現時点では、モラルに働きかける取り組みがなされているが、そのモラル教育は果たしてどこで行われているのであろうか。道路交通法など最低限の知識を学ぶ自動車運転免許の講習で「障害者用駐車場」が扱われているのか。それとも学校教育のなかでこうした問題が論議されているのか、あるいは家庭のなかでモラル教育が行われているのか。このモラル教育も今後の大きな課題である。

また、ユニバーサルデザイン化するまちづくりにおいて、本来の意義である「すべての人々が共生する場」とする趣旨が浸透せず、誰もが使える施設といった言葉で人々には曲解され、そのことによって施設利用の本質が曖昧となっている。何のための施設、誰のための施設であるのかが人々に理解されない状況となっている。

本来の施設の設置意義と施設の運用面でのかい離は大きく、このことが適正利用を阻む原因といえる。まずは、法的根拠を遵守し、利用者を明確にすべきである。場合によっては、利用優先順位を明らかにし、施設利用の趣旨・意義を周知徹底することである。

福祉のまちづくりの設置施設の利用実態をみるかぎり、施設を設置すれば良いという段階から、その施設利用のあり方、対象者の利用保障をどのように考えていくのか、その運用面が問われる時期、段階にきているといえる。わが国には施設の設置・整備を義務付ける法律はあっても、その利用対象者を保障する法律が制定されていないのである。

共生社会の実現に向けて

バリアフリーからユニバーサルデザイン化する共用施設の意義は誰も異論がないと考える。しかし、従来、障害特性により必要として設置された施設が、わが国の高齢化を背景に、福祉のまちづくりを推進するのであれば、数量的に施設の絶対数は不足している。現実にはすべての人が使える物理的環境とはなっておらず、高齢社会に対応する施策であるならば、施設数をもっと増やすべきである。

ユニバーサルデザインがいう「誰もが公平に使える」という意味は、物理的に限られた障害者用施設をみんなで使うことではない。1カ所しかない、あるいは物理的に限られた少ない施設をみんなで使うという発想がユニバーサルデザインでは決してない。

ユニバーサルデザインの考え方は“機会の平等”を重視するアメリカからの移入である。その考え方をわが国の社会に浸透させるためには、誰もが公平に使えるという言葉の本来の意味を社会に訴えていくべきである。その取り組みがなされず、誰もが使えることを謳い文句に福祉のまちづくりの普及と施設設置を普遍化させても、ますます混乱をまねくばかりである。

ユニバーサルデザインを推進するのであれば、すべての駐車場やトイレを車いす使用者も利用できるようにすることである。「共用的」という言葉の本来の意味をもっともっと、社会に訴えていくべきであり、その趣旨・意義を広く人々に周知徹底し、その上でモラル醸成へ力を注ぐべきだと筆者は考える。